

◆◆ 特集 文教施策の進展 平成5年度の展望

6 総説 社会の変化と文教行政／文教施策の進展の方向

8 文教施策の総合的推進

教育改革の推進／地域における文教施策の充実／文教政策のための調査研究の充実／「我が国の文教施策」(教育白書)の刊行／教職員等の生涯生活設計の推進

10 生涯学習 生涯学習の振興／生涯学習の振興のための施策

12 初等中等教育

初等中等教育の概況／教育内容・方法の改善／生徒指導の充実／健康教育の充実／国際化・情報化への対応／高等学校教育の改革／幼稚園教育・職業教育・特殊教育の充実／よりよい教科書の提供／教職員定数の充実等教育条件の整備／教員の資質能力の向上／海外子女教育・帰国子女教育の充実／外国人子女教育の推進／同和教育の振興

24 高等教育

高等教育の現状と整備の方向／高等教育改革の推進／リフレッシュ教育の推進／社会的要請を踏まえた人材養成／大学院の充実と改革／国立大学の整備充実等／公立大学等に対する助成／大学入学選抜の改善／育英奨学事業の充実／就職協定について

30 私立学校 私学助成の充実／私学行政の展開

32 学術研究

学術行政の概況／科学研究費補助金の拡充／若手研究者の養成・確保／学術研究体制の整備／基礎研究の重点的推進／学術研究の社会的協力・連携の推進

36 社会教育 時代の要請にこたえる社会教育事業の充実／社会教育の諸条件の整備

38 スポーツ

体育・スポーツ行政の概況／体育・スポーツ施設の整備充実／生涯スポーツの推進／競技スポーツの振興／学校における体育・スポーツの充実

42 文化 文化政策の概況／芸術文化の振興／国語・著作権・宗務／文化財の保存と活用

46 国際交流・協力

国際交流・協力の概況／教育・学術・文化・スポーツの国際交流・協力／留学生交流の推進／外国人に対する日本語教育の振興

50 平成5年度予算／文部省の機構定員／文教関係の税制

1 知の宝庫—博物館・宮崎県総合博物館(宮崎県)

4 まつり風土記・南宮の神事芸能(岐阜県)

表2 名作シリーズ・薔薇に小犬

表3 文化財紹介・根古谷台遺跡(栃木県)

57 人・この道・坂田栄男

58 私の本棚から・鈴木嘉吉

59 教育・文化と地域づくり⑩・神奈川県箱根町

62 ようこそインタビュー

・アレクサンダー氏に聞く
(OECD労働社会問題教育局長)

64 焦点—文教施策

70 都道府県発—教育・学術・文化ニュース

・福島県・東京都

72 こんにちはにっぽん・劉 仲彬

74 科学はいま・ニュートリノってなに？

76 ぼくたち、わたしたちのウィークエンド

・国立中央青年の家

78 海外教育ニュース

80 ふるさとへのうた・ソーラン節

82 鑑賞席・創立30周年記念展

「近代の美術—所蔵作品による」

83 読者からのたより／お知らせ

84 編集後記

イラスト／赤羽根秀一・内部敬生・須田博行

文化

1 文化政策の概況

今日、幅広く国民の間で、心の豊かさを求め、芸術や文化に対する関心がかつてない高まりを見せ、また、芸術文化関係者のみならず企業等における文化振興の意欲もこれまでになく盛り上がりつつある。さらに、個性豊かな文化国家として国際社会に確固たる地位を固めていくことが我が国の発展にとって不可欠な課題となっている。

昨年閣議決定された生活大五か年計画においても、充実した自由時間のための環境整備を図るため、芸術鑑賞機会の拡充、地域の文化団体の活動や企業の文化支援活動の促進等を図るとともに、人々が親しめる形での史跡の整備や地域の伝統芸能の保存振興等を図ることや、人と文化の国際交流・協力を促進するため、多様な芸術文化交流や文化遺産保護への協力を促進することが提言されている。また、平成元年以来、文化振興のための総

合的な施策の在り方について検討を行っている文化政策推進会議（文化庁長官の私的諮問機関。会長・坂本朝一・元NHK会長）においても、昨年六月にこれまでの審議状況について報告書を取りまとめ、今後更に検討を進めることとしている。

文化庁としては、こうした動向や関係団体等の要望も勘案しつつ、芸術創作活動の振興、文化振興のための人材養成・確保、地域における文化の振興、国語施策・著作権施策及び宗務行政の推進、文化財の保存修理事業等の拡充、文化財のある豊かな生活の推進、国立文化施設の整備、文化の国際交流の拡充等を政策の柱として文化振興施策の一層の推進を図ることとしている。

また、広く国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造していける基盤を整備していくため、平成二年三月に政府出資金五〇〇億円と一〇〇億円を用途とする民間拠出金をもって創設された芸術文化振興基金は、その運用益により多彩な芸術文化活動を幅広く

く助成している。

2 芸術文化の振興

(1) 芸術創作活動の推進

芸術は文化の精華であり、芸術活動がどのようにに展開されているかはその国の文化の水準を示すものである。

文化庁においては、芸術創造活動を積極的に進めていくため、従来から芸術家に意欲的な発表の機会を与えるための「芸術祭」を開催し、また、我が国の中核的な芸術関係団体の行う定期公演等基幹的事業について、「民間芸術等振興費補助金」により助成を行っているが、これに加えて昭和六一年度以降六三年度までの間に、「日米舞台芸術交流事業」、「優秀舞台芸術公演奨励」、「芸術活動特別推進事業」といった多彩な援助事業を次々に開始し、邦人による創作作品の上演等優れた芸術活動に対する助成を強化し、芸術水準の向上に努

めてきた。

① 特に平成五年度には、民間企業等の協力を得て優れた舞台芸術公演を支援する「芸術文化活動特別推進事業」の公演数を増やすとともに、新たに練習・稽古場の借り上げに係る経費を補助対象経費に含める予定である。

また、二一世紀に向けて、次代を担う芸術家の養成、確保が重要であることにかんがみ、芸術家の養成、研修に関する施策として、我が国の若手芸術家の国内や海外における研修の機会や、海外の若手芸術家に我が国での研修・交流の機会を提供する「芸術フェローシップ」を実施している。

② 平成五年度には、研修員の増員のほか、新たに在外研修制度においてアートマネージャー・シメント分野の特別派遣を開始するほか、海外芸術家招へい研修において、一〇か月招へい研修を創設する予定である。

このほか、映画芸術の拠点として、東京国立近代美術館フィルムセンターの機能を充実することとし、アジア諸国映画フィルム収集事業、優秀映画鑑賞全国ネットワーク事業、国際映画シンポジウム等の開催及び映画フィルム整備等の諸事業を引き続き推進する。

(2) 地域における文化振興

最近、地域に根ざした伝統文化の継承や地域の特色を生かした新しい文化の創造などを

通して地域の活性化を図ろうとする動きが活発になっており、このような動きに対応した地域の文化振興施策の充実が求められている。これにこたえ、ソフト面の施策では、地方拠点都市法の対象都市において、文化創造の場及び地域からの文化情報の発信基地を創出し、地方の自立的成長を促進する「地方拠点都市文化推進事業」を新たに実施すると同時に、新文化拠点推進事業を引き続き実施する。

また、地域において優れた芸術の鑑賞の機会を確保するため、こども芸術劇場等の舞台芸術の巡回公演、美術作品の巡回展を引き続き実施すると同時に、国民一般が行っている文化活動の全国的な発表の場である「国民文化祭」を一〇月八日から一七日まで岩手県で、高校生による芸術文化活動の総合的な発表の場である「全国高等学校総合文化祭」を八月四日から八日まで埼玉県でそれぞれ引き続き開催する予定である。

また、文化財や地域の文化活動に関する情報を国民に提供するシステムの在り方について調査研究を更に推進する予定である。

さらに、芸術文化の向上と国際文化交流の推進を目的として実施している「国民文化国際交流事業」については、海外のアマチュア文化団体等を我が国へ招へいするアマチュア国際文化交流事業を拡大するなど拡充して実施し、文化の国際交流の一層の活性化を推進する。

(3) 第三国立劇場(仮称)の整備の推進

オペラ、バレエ、ミュージカル、現代舞踊、現代演劇等の現代舞台芸術の拠点となる第二国立劇場(仮称)の設立準備については、平成四年八月から建設工事に着手したところである。工期は約四年半を要する見込みであり、平成九年二月竣工予定である。

また、第二国立劇場（仮称）の管理運営については、芸術家等の創意による弾力的な運営を図るため、新たに設立される財団法人に委託することとしている。平成四年六月には第二国立劇場運営財団（仮称）設立発起人会が開催されて役員等が内定され、平成五年四月発足を目的に、募金活動が行われる等、諸準備が進められているところである。

3 国語・著作権・宗務

(1) 国語施策の推進

国語審議会は、昭和四一年六月の文部大臣諮問を受けて以来平成三年二月まで二五年にわたり、戦後国語施策の見直しについて審議し、所要の答申を行ってきたが、これらはいずれも内閣告示・訓令として実施された。

平成三年九月に発足した第一九期国語審議会においては、現代の国語をめぐる諸問題について、その所在を明らかにするとともに、国語施策の上でそれらの問題にどのように対処していけばよいかを総合的に審議しており、平成四年六月には文部大臣に対し中間的な審議経過報告をした。今後、更に論議を深め、平成五年夏に最終報告をする予定である。

また、美しく豊かな言葉を普及するため、冊子とビデオテープを作成・配布し、国語に

関する認識を深め、国語を大切にすることを高めていく。

近年、国際交流の進展に伴い、国内外に日本語学習者が増大し、その学習目的も多様化してきているが、このような状況に対応するため、日本語教育機関の実態調査を行うとともに、日本語教育指導者に対する研究協議会の開催、日本語教育指導方法の改善のための調査研究等を実施する。

また、中国帰国者に対する日本語教育についても、教材の作成・配布、日本語指導者に対する研修会・研修協議会等を実施し、その充実に努める。

(2) 著作権制度の改善

著作権制度については、情報伝達技術の発達により著作物等の新しい利用形態が生じること、社会経済情勢の変化及び著作権保護をめぐる国際的な動向等を考慮して、権利者と利用者の間の適切な関係を構築していくことが重要である。

このような観点から、先の第一二五回臨時国会において、平成四年二月、従来、自由かつ無償とされていた家庭内等における私的録音・録画について、デジタル方式によるものについては、著作権者等に対して補償金制度を導入する著作権法の一部を改正する法律が成立した平成四年法律第一〇六号。この

制度は本年六月一日から実施される予定である。

一方、アジア地域諸国においては、我が国や欧米のレコードやビデオソフト等の無断複製・頒布に見られるような著作権侵害行為が横行しており、同地域における著作権制度の不備が国際的に指摘されている。このため、WIPO（国際知的所有機関）が行うアジア地域を対象とした著作権制度の整備・普及事業を支援することとし、同機関信託基金を創設する予定である。

このほか、著作権審議会においては、現在、コンピュータ創作物やマルチメディアに関する著作権問題について、「第9小委員会」及び「マルチメディア小委員会」を設け、検討を行っている。また、近年の映画の二次利用の増大化・多様化に伴い、実演家、映画監督等と映画製作者との関係の在り方について、「映画の二次利用に関する調査研究協議会」において協議が進められている。

また、国民の著作権保護の意識を高めるため、各種講習会の開催、資料の発行等を通じ、著作権思想の普及・啓発に努める。

(3) 宗務行政の推進

宗務行政については、宗教法人の規則等の認証、都道府県における認証事務に対する指導、宗教法人の管理運営の適正化を図るため

五年度においても、条件の整ったものから推薦を行っていく予定である。

(2) 国立文化施設の整備

今日の我が国の社会生活においては、美術を含む芸術全般及び文化財への関心の高まりを受け、「体験の場」としての美術館・博物館の存在が注目されている。

このため、平成五年度には、国立美術館・博物館において、国民、特に子供たちが豊かな体験を深め、望ましい人間形成を図る観点から、学校週五日制に対応した諸事業を行う予定である。

(3) 国際交流事業の推進

文化財保護に関する国際交流事業としては、従来の文化財の保存修復に関する専門家の派遣・招へい、中国敦煌文化財保存修復への協力事業、アジア太平洋地域文化財建造物に対する保存修復協力事業、アジア諸国博物館・美術館研究協力事業、日本古美術品の保存修復を含む米国のスミソニアン研究機構との国際研究交流、和紙を用いた保存修復技術研修事業、パジリク文化古墳群に関する共同研究等を継続して実施するほか、新たにアンコール文化遺産保護に関する共同研究や諸外国の博物館等と我が国の国立博物館との間で日本古美術品を中心とする交流展を実施する予定である。

4 文化財の保存と活用

文化財は、我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、また、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであつて、その適切な保存・活用を図ることは極めて重要なことである。

文化庁では、文化財のうち重要なものを重要文化財、史跡名勝天然記念物、重要無形文化財、重要有形（無形）民俗文化財として指定、重要伝統的建造物群保存地区、選定保存技術として選定するとともに、それらの文化財に関して、有形の文化財の場合はその保存修理、買上げ等に対し、また、無形の文化財の場合はその伝承者の養成、記録の作成等に対し補助等を行い、その保護に必要な措置を講じている。

(1) 文化財保護施策の充実

平成五年度には、国の施策として大規模な開発が計画されている地域についての緊急買

上げ事業を拡充し、史跡名勝指定地内における重要な建造物について緊急に修理・修復を行う「史跡名勝建造物緊急保存修復」事業を創設するほか、かつて我が国の政治・経済・社会・文化の中心として機能していた国分寺・国府等の史跡を地域の中核史跡として整備・活用する「地域中核史跡等整備特別事業」を拡充することとしている。

また、埋蔵文化財については、発掘調査の充実に加え、発掘調査に伴って検出される出土文化財の管理・保管等を行うための「出土文化財管理センター」建設に対し、引き続き補助を行う予定である。

重要伝統的建造物群保存地区についても、特に緊急を要する修理等を引き続き推進することとしている。

民俗文化財についてはその保存活動関連事業への支援を新たに行うほか、有形文化財の保存修理事業を拡充することとしている。

なお、今後における文化財保護の在り方について文化財保護審議会文化財保護企画特別委員会において現在検討しているところであり、平成五年春には報告を取りまとめる予定である。

また、我が国が平成四年六月に受諾した世界遺産条約への対応については、昨年度においては文化遺産として法隆寺地域における仏教建造物及び姫路城、自然遺産として屋久島及び白神山地を推薦したところである。平成

特集

留学生交流 と 地域社会

●巻頭言

留学生交流と地域社会
信をつなぐ人間交流こそ課題

川野重任

●座談会

留学生交流
地域での取組の現状と課題

（出席者）稲富雅俊／大門 隆／大野恵美子
柴田俊造／野上紀夫／司会 西澤良之

●論文

留学生交流の意義と地域の役割——鈴木佑司
地域の国際化と留学生交流を考える

栗田大六

●エッセイ

ベイチョウキム

●事例紹介

地域社会と留学生

人・この道

正木進三

教育・文化と地域づくり——京都府南山城村

都道府県発——教育・学術・文化ニュース
神奈川県・滋賀県

編集後記

▽今月号の特集は、新年度になって最初の号ということで、新年度の文教施策を展望する「文教施策の進展」としています。

今月号の特集については、毎月号のように特定のテーマに絞ってというよりも、いわば文教施策全体でありますので、原稿の執筆は、文部省全体でそれぞれの所掌ごとに分担しております。

新年度の文教施策の概観に役立てば幸いです。

▽今月号からは、また新しい企画がいくつか始まっております。

「都道府県発——教育・学術・文化ニュース」、「こんにちにはつぼん」、「ぼくたち、わたしたちのウ

イークエンド」などです。

これらはこれまでなかった都道府県発信のニュース、来日されている外国人の目でみた内外の教育事情等、学校週五日制の趣旨にもかかわる子供たちのいきいきとした学校外の活動ぶりなどを紹介していこうと考えているものであります。今後、充実した内容になるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願ひいたします。

▽また、今月号には、本誌に対する御意見等を寄せていただくアンケート葉書を綴っております。率直な御意見等をお寄せいただきたいと思います。（A・S）

投稿歓迎

「読者からのたより」欄への投稿を歓迎します。本誌を読んでの御感想、御意見等をごしとお寄せください。

●投稿規定

①一件につき四〇〇字以内 ②住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記（誌上匿名可） ③掲載分には薄謝進呈

※文章を一部手直しさせていただくことがあります。

●送り先

〒100 東京都千代田区霞が関三二二二

文部省大臣官房政策課「文部時報」編集部

MESC 61 月刊

文部時報 4月号

第1396号

●著作権所有——文部省◎

●発行所——株式会社 きようせい

本社 〒104 東京都中央区銀座7丁目4番12号

（営業所） 〒162 東京都新宿区西五軒門4-2

電話 03-3268-2141（代表） 振替口座 東京9-161番

●印刷所——株式会社行政学会印刷所

平成5年4月10日印刷
平成5年4月10日発行

定価550円（本体534円）（〒61円）
年間購読料6,600円

・ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます。
・なお、購読のお申し込みは直接営業所またはもよりの書店にてお願いします。

●本誌の掲載文のうち、意見にわたる部分については、それぞれ筆者個人の見解であることをお断りいたします。

Printed in Japan 1993 ISSN 0916-9830